

■ケアプランデータ、地域包括支援センターなど含め連携可能に

- ・介護業務の効率化を図るケアプランデータ連携システムが4月30日から、介護予防支援や介護予防ケアマネジメントに正式に対応する。生労働省は、3月14日に開催した同システムのオンライン説明会で視聴者から寄せられた質問への回答などをまとめた実施レポートを4月14日に公開。それによると、ケアプランを作成する居宅介護支援事業所と介護予防支援事業所のほか、介護予防支援業務を委託する地域包括支援センターも含めてデータ連携が可能になる。
- ・介護予防支援などへの対応は、2024年10月にケアプランデータ連携システムの標準仕様をV4.1に改訂し、システム上の対応は完了していたものの、システム利用のために事業所がパソコンにダウンロードする連携クライアントアプリが未対応だった。
- ・V4.1に対応した連携クライアントアプリ（Ver1.2.0）は4月30日にリリースされる。これにより、介護予防支援についてもケアプランやサービス利用票（実績情報）などのデータを各事業所や地域包括支援センターの間で共有が可能となる。
- ・厚労省が14日に公表したレポートは、ケアプランデータ連携システムを提供する国民健康保険中央会がまとめたもの。
- ・レポートではこのほか、ケアプランデータ連携システムの利用は各事業所で1端末の運用を推奨しているものの、複数端末での利用も可能だとした。ただ、データを送信した際の履歴は送信端末のみに表示され、データの受け取りでは先に受信した端末だけがダウンロードできるといった運用上の留意事項があり、注意を呼び掛けている。
- ・国は業務効率化や生産性向上の観点からシステムの普及を推進しているものの、普及率は24年9月時点で全国平均6.0%にとどまっている。普及促進に向けて厚労省は、年間のライセンス料2万1,000円を1年間分無料にするフリーパスキャンペーンを6月1日に開始する。

※詳細は下記資料をご参照ください。

○介護保険最新情報 Vol.1374「ケアプランデータ連携システムフリーパス

キャンペーンオンライン説明会 実施レポートの公開」（令和7年4月14日）

厚生労働省老健局高齢者支援課

<https://www.mhlw.go.jp/content/001476483.pdf>